

参考配布

平成 29 年 8 月 4 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長

牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐

塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表

標記について、千葉労働局から別添のとおり発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、千葉労働局が配布した資料です。

千葉労働局発表

平成 29 年8月4日

【照会先】

千葉労働局職業安定部需給調整事業課

需給調整事業課長 石橋 生夫

需給調整事業係長 田中 由美

(電話) 043-221-5500

無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表

厚生労働省では、労働者派遣事業の許可を受けることなく労働者派遣事業を行う事業主（以下、無許可派遣事業主）については、適正な事業運営の確保及び派遣労働者の保護が十分に期待できないことから、派遣労働者になろうとする国民一般や派遣労働者の受入を予定している派遣先事業主に対する情報提供を目的とし、事業主名等を公表することとしています。

今般、千葉労働局(局長 塚本 勝利)は、下記第1の事業主に対し、下記第2のとおり無許可派遣事業主であることを確認しましたので、公表します。

記

第1 対象事業主

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 事業主名 | サン・ワーク株式会社 |
| (2) 事業所名 | 同上 |
| (3) 所在地 | 千葉県市川市相之川三丁目13番19号 |
| (4) 主たる派遣事業の内容 | 工場内の仕分け、投入作業 |

第2 概要

サン・ワーク株式会社は、労働者の派遣先となるA社と「業務受委託供給契約」と称する契約を締結し、A社の業務に従事させるため、自ら労働者を募集し、雇用した労働者をA社の指揮命令の下、業務に従事させた。

実態として、労働者派遣事業の許可を受けることなく労働者派遣事業を行ったもの。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

【参考】

○労働者派遣法(抄)

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 2 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 3 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 4 (略)

(労働者派遣事業の許可)

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第5章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者
- 2 第5条第1項の許可を受けないで労働者派遣事業を行った者